

平成21年度一般会計当初予算説明資料

7款 商工費
1項 商業費
3目 金融対策費

経済・雇用政策総室（内線：7658）→事業実施：経済通商総室
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
企業自立サポート事業 (制度金融費)	8,484,042	10,273,194	△1,789,152			8,060,142 <貸付金元利収入>	423,900	
トータルコスト	8,493,984千円 (前年度10,282,253千円)							
従事する職員数	正職員：1.2人							
主な業務内容	制度設計、保証協会等との調整、周知説明、申請書の審査・補助金の交付決定							

事業内容の説明 ※過年度分預託額の減(1,919,577千円)、利子補助額の増(130,425千円)

1 事業の概要

自立型経済への転換に向け、県内中小企業者の事業の活性化及び経営の安定化などに要する資金の円滑な調達を支援する。

2 平成21年度の主な改正等

○新規分融資枠の大幅増加

(H20) 271億円 → (H21) 387億円

○「小規模事業者融資」、「特別利率」の申込期間の延長

(現行) 21年3月末まで → (延長後) 22年3月末まで

【背景】

世界的な金融危機を背景に、小規模・零細事業者等の経営環境に対応。

【「小規模事業者融資」の概要】

項目	内 容
対象者	従業員20人以下（商業・サービス業は10人以下）で、既保証と合わせた保証残高8,000万円以下の者
限度額	1,500万円（中小企業小口融資との合計残高1,500万円以下）
期間	運転：5年（うち据置6月）以内、設備：7年（うち据置1年）以内
融資利率	通常：1.95%（変動金利）、特別：1.67%（変動金利）
保証料率	0.45%～1.23%（9段階）
担保等	無担保、原則として法人代表者以外は不要

【「特別利率」の概要】

○対象資金

「中小企業小口融資」、「小規模事業者融資」、「経営安定支援借換資金（仮称）」、「旧制度等対応型特別借換資金（仮称）」

○特別利率

1.67%（変動金利）（*通常利率：1.95%（変動金利））

※「旧制度等対応型特別借換資金」のみ1.92%（変動金利）

（*通常利率：2.24%（変動金利））

○適用要件

最近3か月又は直近決算期の売上高が前年同期比3%以上減少等

【参考（平成21年1月補正の概要）】

○経営安定支援借換資金（仮称）〔通称「ゆとり返済資金」〕（年間融資見込額：80億円）

据置期間の延長などの要望に対応し、新たな借換資金を創設。

※経営改善対策特別資金の新規融資は廃止。

【主な拡充内容】

①据置期間を1年以内 → 3年以内に延長（平成22年3月31日申込み分まで）

②再借換時の償還済条件（2分の1以上償還済であること）の撤廃

③「雇用維持枠」を創設し、支払利息の一部を中小企業者に直接補助 など

○旧制度融資等借換特別資金（仮称）（年間融資見込額：80億円）

既往の信用保証なし県制度融資の借換需要に対応する新借換資金を創設。

（21年度末までの特例措置）

※融資条件は、融資利率等を除き同条件。